

福岡県監査委員 小 串 正 伸 様
同 進 谷 庸 助 様
同 伊 藤 龍 峰 様
同 浦 田 憲 一 様

福岡県知事 小 川 洋

平成23年度包括外部監査の結果に係る措置について(通知)

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

(別紙)

基金、出資金、貸付金及び未収金に係る財務に関する事務の執行について
(債権管理及び資金運用に関する事務を含む)

監 査 の 結 果 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等
<p>1 基金(基金を活用した貸付金を含む)</p> <p>(1) 基金全般</p> <p>基金を維持する必要性及び基金の有効活用に関する定期的かつ全庁的な検討について(意見)</p> <p>今回、すべての基金を対象に、設置目的及び規模の適合性や有効性に関し監査を行ったが、状況の変化により見直しが必要となることも考えられるため、今後は、県において、定期的かつ全庁的に検討する仕組みを構築することを提案する。</p> <p>基金は、条例に定められた設置目的に沿って具体的な活用方針が決定され、県民にとって効果的な事業が実施されるものである。一方で、環境の変化に伴い基金が県民ニーズに合致しなくなった場合等には、廃止を含め抜本的に見直す必要がある。</p> <p>まずは、すべての事項をゼロベースで検討し、その後は、例えば5年ごとに実施することが望ましい。</p> <p>また、検討の結果は、県のホームページ等で広く県民に公表することが望まれる。</p> <p>基金事業の成果検証及び情報公開について(意見)</p> <p>県は、基金事業の成果を把握し、検証することが望まれる。</p> <p>成果の把握及び検証の方法は、基金ごとに、PDCAサイクルを実施することが考えられる。また、PDCAサイクルの各段階の妥当性、公平性を担保するため、学識経験者等で構成される委員会を設置し、当該委員会の意見を反映させることを併せて検討することが望まれる。</p> <p>把握した目標の達成度、成果の検証結果については、基金の目的や基金事業の内容と併せて、県のホームページ等で県民にわかりやすく公表することが望まれる。</p> <p>ただし、基金の分類のうち「財政調整等三基金」及び「法律等で設置が規定されている基金」については、設置目的から考えて成果の検証といった考え方になじまないと考えられる。</p>	<p>基金事業の必要性、有効性及び成果等については、各部が毎年度行う予算編成作業の中で検証しており、検証が必要な基金の定期的・全庁的な検討は、引き続き、この作業において実施した。</p> <p>その結果については、ホームページ等で公表した。</p> <p>来年度以降についても、引き続き毎年度の予算編成作業の中で検証作業を実施する。結果の公表については、状況の変化等により、継続の必要性等に変更が生じた場合のみ行う。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>国からの交付金を財源とした基金事業に係る検査等の実効性の確保について(意見)</p> <p>県は、基金事業が適正に実施されたか検査することが必要である。現在、書面での検査を中心に実施されているが、必要に応じ現地調査又は立入調査等を実施することによりその実効性を確保することが望まれる。</p> <p>当面は、事業の企画、選定、実施等に注力するのはやむを得ないと考えるが、県は検査・監査体制を整備することが必要である。</p> <p>例えば、全庁的に検査に必要な知識を持つ職員を集めた時限的な専門プロジェクトチームの設置や外部専門家の活用などが考えられる。</p> <p>経済対策関連基金は、国からの交付金を原資としているが、県としては、単に国からの交付金に対する補助金適正化法に関する対応だけでなく、県や市町村における事業の執行体制やチェック体制の検証の意味からも県が率先して調査・監査を実施する意義があると考ええる。</p>	<p>国からの交付金を財源とした基金事業について、必要に応じて現地調査又は立入調査を実施することとした。</p>
<p>国からの交付金を財源とした基金事業の成果検証及び基金終了後の対応について(意見)</p> <p>県は、基金を財源とした事業が終了する場合の県民生活に与える影響を踏まえ、定められた事業実施期間終了までに、同種の事業を実施するか否かの方針を決定する必要がある。</p> <p>すなわち、基金事業自体は県が実施する事業であり、事業の対象は県民であることから、県においても、成果の検証を前提とし、事業の必要性を検討し、継続が必要と判断した場合は、継続事業の計画を策定し実施することが望まれる。</p> <p>なお、国からの交付金を財源とした基金事業であるため、今後も継続が必要である場合は、国に対し財源の追加措置等について要望することも必要である。</p> <p>また、事業の必要性の検討結果及びその後の対応については、県のホームページ等で県民にわかりやすく公表することが望まれる。</p>	<p>延長が必要な一部の基金については、継続的な財源措置に関する要望を行った。その結果、国の補正予算等により、期間の延長と基金の積み増しがなされたところである。</p> <p>事業期間が終了する基金事業の必要性については、事業目的の達成度などの成果検証を行い、その結果を踏まえ、予算編成作業の中で対応を検討した。その結果については、ホームページ等で公表した。</p> <p>来年度以降についても、引き続き毎年度の予算編成作業の中で検証作業を実施する。結果の公表については、状況の変化等により、継続の必要性等に変更が生じた場合のみ行う。</p>
<p>(2) 個別の基金</p>	
<p>① 福岡県県営林造成事業振興基金</p> <p>基金廃止の検討について(意見)</p> <p>本基金は、現在の状況を見ると、基金として維持する必要性に乏しく、廃止を検討する必要があると考える。</p>	<p>当基金の廃止については、林業を取り巻く動向を踏まえつつ、引き続き検討を行っていく。</p>
<p>② 福岡県立美術館美術品取得基金</p> <p>基金の活用方法等の見直しについて(意見)</p> <p>本基金については、一般会計で買戻しを行うほどの資金的余裕がないという県の財政状況などから、本基金を効果的に活用するためには、現在の活用方法の見直し等について検討することが望まれる。</p>	<p>基金の活用方法等について、関係部局間で協議を行った。今後も、美術作品の収集に向け市場調査を行い、優良な美術品が入手できる希少な機会を逃さないよう努め、引き続き、基金の効果的な活用方法等について、関係部局間で協議を行う。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>③ 福岡県高齢者等保健福祉基金</p> <p>基金の活用方針の明確化及び事業内容等の情報公開について(意見)</p> <p>本基金は結果として財源調整的な運用がなされているようにみえるため、県は、明確な方針を策定し県民の福祉の増進に資する取組を行うことが望まれる。</p> <p>高齢者や障害者の保健福祉に関し、県は、高齢者保健福祉計画及び障害者福祉計画を策定している。この2つの計画期間は平成23年度までであり、現在新たな計画を策定中である。これらの計画の策定に当たっては、現状把握、目標の設定、各種施策の立案が行われる。本基金の活用方法についても、これら計画の内容を踏まえ、検討することが望まれる。</p> <p>また、本基金を活用した事業の内容、目標の達成状況などについては、県のホームページ等により積極的に公表することが望まれる。</p>	<p>本基金の充当事業の採択にあたっては、基金の設置目的である「高齢者・障害者及び児童の保健福祉の増進」を実現するため、「在宅福祉サービスを推進する事業」や「健康・生きがいづくりを推進する事業」等に充当するという方針により行っている。今後も、この方針に沿って、適切な事業採択に努める。</p> <p>また、新たに策定された高齢者保健福祉計画及び障害者福祉計画も十分に踏まえ、基金への充当を決定する。</p> <p>当該基金の活用事業を含む主要事業に係る予算や特に重要な事業の成果については、ホームページで公表しており、今後も積極的に行っていく。</p>
<p>④ 福岡県はつらつ高齢社会づくり基金</p> <p>目標設定や効果検証を踏まえた事業選定の仕組みの導入及び情報公開について(意見)</p> <p>果実運用型の基金の場合、限られた運用益収入により事業を行うため、目的適合性の判断だけでなく、事業目的の達成状況についても評価し、効果的な事業へ重点的に財源が配分されているか検討する必要がある。</p> <p>現在、一つの事業のみに基金運用益を充当しているが、高齢者をめぐる環境は変化しているため、基金の目的達成の観点から、効果的な助成事業であるか検討することが望まれる。</p> <p>本基金は、その原資が不適正経理の返還金であるという基金設置の経緯からみても、他の基金や歳出以上に県民に対する説明責任は大きいと考える。その意味でも、他の基金の模範例となるような運用を期待する。</p>	<p>「高齢者が地域社会の中で積極的な役割を果たし、生きがいを持って生活できるはつらつとした高齢社会を実現する」という基金の設置目的を実現するため、事業の採択に当たっては、その事業内容と基金の設置目的が合致しているか、事業の目標が達成されているか等を、所管部署のヒアリングなどを通じて確認、検討した上で、充当の可否を判断している。</p> <p>今後も高齢者を取り巻く環境変化を十分に踏まえ、より効果的な運用に取り組んでいく。</p> <p>また、当該基金の活用事業を含む主要事業に係る予算や特に重要な事業の成果については、ホームページで公表しており、今後も積極的に行っていく。</p>
<p>⑤ 福岡県子ども育成基金</p> <p>目標設定や効果検証を踏まえた事業選定の仕組みの導入及び情報公開について(意見)</p> <p>本基金は結果として財源調整的な運用がなされているようにみえる。本基金のような果実運用型の基金の場合、限られた運用益収入により事業を行うため、目的適合性の判断だけでなく、事業目的の達成状況についても評価し、より効果的な事業へ重点的に財源を配分することが必要である。</p> <p>子どもの健全育成や子育て支援の推進に関する計画と基金を連携させPDCAサイクルを確立することを提案する。なお、基金と計画の一体管理に伴い、基金管理所管部署も再検討が必要である。</p> <p>本基金は、その原資が不適正経理の返還金であるという基金設置の経緯からみても、他の基金や歳出以上に県民に対する説明責任は大きいと考える。その意味でも、他の基金の模範例となるような運用を期待する。</p>	<p>「子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを積極的に推進する」という基金の設置目的を実現するため、事業の採択に当たっては、その事業内容と基金の設置目的が合致しているかどうかを検証した上で、対象事業を選定している。</p> <p>また、事業目的の達成状況を確認・検討の上、充当事業を決定するなど、より効果的な運用に取り組んでいく。</p> <p>児童福祉行政を統括する部署において、基金の設置目的に従い、今後も対象事業の選定などに引き続き取り組んでいく。</p> <p>なお、当該基金の活用事業を含む主要事業に係る予算や特に重要な事業の成果については、ホームページで公表しており、今後も積極的に行っていく。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑥ 福岡県アンビシャス外国留学支援基金</p> <p>目標設定や効果検証を踏まえた基金の有効活用について(意見)</p> <p>県において、本基金を有効に活用するために、以下の改善案を提案する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の認知度向上と事業規模の拡大 事業の認知度向上に関する各種取組を行うとともに、事業規模拡大のために県自ら拠出し基金規模の拡大を検討する。 2. 帰国後の就職支援 留学経験のある人材を県内に確保するため、奨学生の就職支援を行う。 3. 他部署・他団体との連携 留学生支援に関する事業を実施している教育庁等と連携する。 <p>本基金は、グローバル化している時代のニーズに合致しているため、有効に活用するとともに、さらに拡大発展させることにより、県の経済を牽引するような人材が育成でき、県経済の発展に寄与する人材の育成が期待できる。</p>	<p>事業の認知度向上を図るため、「福岡県アンビシャス外国留学奨学金支援事業」のFacebookによる周知を開始したほか、本事業の奨学生が設立した「奨学生会」による「留学生セミナー」を県のホームページに掲載するなど、活動への支援を行った。なお、事業規模拡大のため県自ら拠出することは財政上極めて困難であるため、それ以外の具体的な方策について今後検討していく。</p> <p>帰国後の就職支援としては、九州グローバル産業人材協議会実施の「グローバル産業人材を対象とした夏季インターンシップ」について、今後も情報提供を行っていく。</p> <p>また、(財)福岡県国際交流センターが実施する「留学体験談ひろば」において、参加者に対して本制度の紹介を行うなど、連携を図った。</p>
<p>⑦ 福岡県福祉のまちづくり基金</p> <p>基金事業の成果検証及び情報公開について(意見)</p> <p>本基金は取崩型の基金であるとともに、平成24年度に終了予定であることから、終了後には、これまでの事業実施状況や利用状況及び成果について検証し、その結果について広く県民に公表することが望まれる。</p> <p>本基金は、その原資が不適正経理の返還金であるという基金設置の経緯からみても、他の基金や歳出以上に県民に対する説明責任は大きく、事業の成果等について積極的に情報公開することが必要である。</p>	<p>本基金を活用した「福祉のまちづくり支援事業」は、平成24年度での全額執行を見込んでおり、事業終了後には事業実施状況や利用状況及び成果について検証し、その結果を公表する。</p>
<p>⑧ 福岡県土地開発基金</p> <p>基金の運用方法の見直し及び情報公開について(意見)</p> <p>土地開発公社を利用して土地を取得する方法は廃止することが望ましい。</p> <p>また、これにより基金を活用した土地取得の状況が情報公開される。</p>	<p>土地開発公社を利用して土地の取得方法を見直し、平成24年度から、基金で直接土地を取得するよう改めた。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑨ 福岡県公共施設整備基金</p> <p>全庁的かつ中長期的な公共施設整備計画の策定及び基金の計画的な積立ての検討について(意見)</p> <p>県は、全庁的かつ中長期的視点に立ち、公共施設に関する維持補修等の整備計画を策定し、維持補修等に要するコストを把握する必要がある。そのうえで、これに基づく計画的な積立て等財源の確保について検討しておくことが望まれる。</p>	<p>中長期的な公共施設の整備計画の策定、コスト把握については、現在、橋梁、下水道施設等において長寿命化計画を策定しており、計画的な維持管理を行っている。今後、庁舎、教育施設等についても計画を策定し、計画的な維持・修繕等に取り組んでいく。</p> <p>なお、公共施設整備基金は、平成2年開催の国体に係る施設整備及び関連建設事業等に要する多額の経費の平準化を目的に設置。</p> <p>現在は、財政調整等三基金として、施設整備等に要する一般財源の不足を補うために取崩しを実施している。(平成23年度末で約27億円の残高となっている。)</p> <p>厳しい財政状況、経済情勢が続く中、公共施設整備基金への計画的な積立は非常に困難な状況にある。</p> <p>[長寿命化計画]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(策定済)橋梁施設、公園施設、下水道施設 ・(策定中)河川施設、港湾施設 ・(検討中)庁舎、教育施設
<p>⑩ 福岡県市町村振興基金</p> <p>市町村応援元氣フクオカ資金の効果の検証及び情報公開について(意見)</p> <p>市町村応援元氣フクオカ資金は、原則として無利子という貸付先にとって極めて有利な貸付制度である。したがって、制度の運用に当たっては厳格な条件を定めるとともに適切な検査体制を整備すべきであったと考える。</p> <p>なお、この制度は、平成22年度で新規貸付けを終了しているが、今後、貸付先にとって有利な同様の制度を創設する場合には、貸付目的にかかわらず厳格な条件を定め、検査体制の整備も含め適切に運用することが望まれる。</p> <p>また、本基金は、地域活力の創出、市町村合併の促進、財政健全化の推進を目的に創設された制度であり、この目的の重要性に鑑みると、一定の必要性はあったものと推測される。しかし、無利子であることから、県にとっては通常得られるべき運用利息が得られず、機会損失が発生しているため、本資金を活用した効果を検証する必要があると考える。</p> <p>具体的には、活用した市町村等において、地域活力の創出、市町村合併の促進、財政健全化の推進の各目的に照らして、目的に沿った事業が実施されているか、どのような成果が出ているか、このような貸付制度が本当に必要だったかなどの点を踏まえて効果を検証し、その結果を公開すべきであると考えます。</p>	<p>本資金を活用した市町村に対して、実地検査を実施した。今後また、同様の貸付を行った場合には、実地検査を行うこととする。</p> <p>平成24年5月に本資金の内容、実施事業、主な事業成果等をホームページで公表した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑪ 福岡県ぼた山防護施設維持等基金</p> <p>ぼた山防護施設整備後の定期的な状況把握について(意見)</p> <p>県は、ぼた山55箇所について定期的に擁壁等施設の老朽化状況を把握し、必要に応じて、維持補修工事を計画的に実施することが必要である。これによって、本基金の本来の目的が達成されると考える。</p>	<p>平成24年度から、毎年、ぼた山(55箇所)の所在する市町村に対して実態調査を実施し、必要に応じて工事を実施することとした。</p>
<p>⑫ 福岡県国民健康保険広域化等支援基金</p> <p>基金条例の改正による基金の有効活用について(意見)</p> <p>県が策定した支援方針によれば、「本県では、各保険者に共通する事務を広域的に共同で実施すること等の事業運営の広域化や、県単位での保険財政運営による財政の安定化に取り組むとともに、県内市町村国保の目標収納率等の標準的な目標を設定し、市町村国保の広域化を推進する」とある。</p> <p>このような内容を踏まえ、かつ、本基金を活用した事業が実施されていない状況を鑑みると、基金条例を改正し、基金を財源として実施できる事業の範囲を拡大することで、支援方針に定める施策の実施に取り組み、基金を効果的に活用することが望まれる。</p> <p>これにより、基金が有効活用され、ひいては国民健康保険に加入する県民に広く寄与するものになると考える。</p>	<p>平成25年2月議会の議決を経て基金条例を改正し、基金を活用した事業の範囲を拡大することとしている。</p>
<p>⑬ 福岡県介護保険財政安定化基金</p> <p>基金取崩しの際の検討について(意見)</p> <p>本基金は介護保険の財政安定化の目的で積み立てられたものである。また、高齢化社会の進展する中であっても給付と負担のバランスを確保していくべきであり、この度の基金取崩しも保険料の上昇抑制が本来の目的である。</p> <p>したがって、県は基金取崩しの趣旨を踏まえ、取り崩した基金の用途を決定しなければならない。また、用途の決定に当たっては、外部専門家等による意見を踏まえることが望ましい。</p> <p>さらに、取崩しの用途が決定された場合には、その内容を速やかに情報公開する必要があると考える。</p>	<p>取り崩した基金については、県議会における平成24年度当初予算の審議を経て、福岡県高齢者等保健福祉基金へ積み立て、当該基金の目的に沿った事業に充当することとした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
2 出資金(出資団体に対する貸付金を含む)	
(1) 出資金全般	
<p>出資継続の必要性等に関する定期的かつ全庁的な検討について(意見)</p> <p>今回、すべての出資団体を対象に、出資目的の適合性や出資継続の必要性、出資の有効性に関し監査を行ったが、状況の変化により見直しが必要となることも考えられるため、今後は、県において、定期的かつ全庁的に検討する仕組みを構築することを提案する。</p> <p>出資金は、出資団体が出資目的に沿って県民にとって効果的な事業を実施することによって、県財産としての価値を有するものである。一方で、出資団体の実施する事業が環境の変化等に伴い当初の出資目的に合致しなくなったり、出資を継続する価値を有しなくなった場合等には、出資継続の必要性等を含め抜本的に見直す必要がある。</p> <p>また、検討の結果は、県のホームページ等で広く県民に公表することが望まれる。</p>	<p>県出資団体を対象に、所管部による出資継続の必要性等の点検を実施した。</p> <p>点検結果については、ホームページ等で公表した。</p> <p>本年度の点検により、出資継続の必要性等の整理を行うことから、今後は、毎年度の事業見直しの中で、出資団体の事業内容等について平成24年度点検時点と比較・確認し、事業内容等に変更がある場合には、出資の廃止を含め検討し、その結果を公表する。</p>
<p>出資金を財源とした財産運用における仕組債購入に係る協議手続の不備について(結果)</p> <p>県が定めた外債等の取得に関する事前協議等が適切に運用されておらず、仕組債購入に係る協議手続の不備があった。県は仕組債に関する十分な知識を得たうえで、外郭団体に対し仕組債購入の際は事前協議等を徹底する旨強く周知し、必ず事前協議等が実施されるよう対応すべきであったといえる。また、事前協議等があった場合には仕組債がもつリスクを十分に把握し、外郭団体に対して適切な指導及び助言を行うべきであったといえる。</p>	<p>事前協議の徹底について、平成23年11月に文書による周知を実施した。今後も毎年度通知を行う。</p> <p>また、24年5月に、外郭団体を含む全出資団体(全国的法人は除く)に対し、安全な財産運用に関する文書指導を実施したほか、出資団体運用担当者等を対象とした研修会を実施した。今後も文書指導は毎年度、研修会は3年に一度程度の周期で定期的実施する。</p>
<p>仕組債による資金運用に関する諸問題への対応について(意見)</p> <p>仕組債の購入等に関し、出資団体は、安全性を優先したうえで、資産を運用することが望ましく、仕組債の購入は極力避けることが望ましい。また、県は、出資金を財源とした財産の運用に当たっては、出資団体に対し、安全性を優先したうえで、収益性の確保を考慮した資産運用を助言指導することが望まれる。</p>	

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(2) 個別の出資金</p> <p>① 財団法人あまぎ水の文化村</p> <p>団体のあり方の検討について(意見)</p> <p>本団体は、人的基盤がきわめて弱く、施設の有効な利用促進策を実施できていない状況にある。また、多額の基本財産を有しているものの、その多くを運用している仕組債の運用益は年々減少しており、また仕組債には含み損も生じていることから財政的基盤も不安定である。</p> <p>これらの状況を踏まえ、県は朝倉市等関係団体と協議のうえ、今後の団体のあり方について検討することが望まれる。</p> <p>なお、平成23年度に本団体は平成24年度から平成28年度までの間、施設の指定管理者として選定されている。県は、朝倉市と協議のうえ、その後の指定管理者の選定については、公募による選定とし、選定されなかった場合は、主たる出資者である朝倉市及び関係機関と協議のうえ、本団体の解散を検討することが望まれる。</p>	<p>施設の有効な利用促進策を実施するため、団体では、平成23年11月より「水の里、ふれあいフェスタ“軽トラ市”」を実施し、水源地域の農産物・工芸品等特産品の物販を通じて、水源地域の活性化を図っている。</p> <p>また、体制強化を図るため、公募により企画職員1名を平成24年6月から採用し、「ダンスフェスティバル」、「水の実験教室」、「水の文化村探検ウォーク」等の新しい事業を実施した結果、入場者数が増加するなどの具体的な効果が表れている。</p> <p>今後も団体がソフト面での充実を図り、水の重要性について楽しみながら学べる施設としての機能を強化していくよう、朝倉市と連携しながら指導していく。</p> <p>財政的基盤については、平成23年度決算時において概ね収支は均衡しているが、団体では、今後、仕組債の運用益が十分得られない状況に備えて、金利対策預金の積立やコストの削減など、事業の一層の効率化を図る。</p> <p>次期指定管理者の選定については、公募も含め、朝倉市と引き続き協議を進めていく。</p>
<p>② 株式会社北九州テクノセンター</p> <p>出資持分の譲渡に関する検討について(意見)</p> <p>県としては出資を継続する必要性は乏しいため、関係機関と協議したうえで出資持分を譲渡することを提案する。</p> <p>その結果、県は譲渡によって得られる資金を他に有効活用することが可能となる。</p>	<p>同社は、入居企業への家賃補助等の支援を通じて中小企業に対する良好な職場環境の提供に取り組むなど、現在も北九州地域の中小企業支援の一翼を担っており、公益性が認められる団体である。</p> <p>今回の意見を受け、同社並びに北九州市と3者による協議を行い、下記方針を確認した。</p> <p>累積損失が現存する現状では、他者への譲渡は現実的ではなく、同社による自社株取得についても法的に実施が困難である。ただし、同社は黒字基調の収支を維持しており、今後15～20年で累積損失の解消が見込まれる。今後も同社による累積損失の早期解消に努め、累積損失解消時において、出資継続の必要性を判断する。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>③ 財団法人福岡県消費者協会</p> <p>県消費生活センターとの統合による消費者行政に係る体制強化について(意見)</p> <p>県は、厳しい財政状況において、県民ニーズの多様化等環境の変化に対応し、県民サービスの向上を図るため、資源(ヒト、モノ、カネ)を有効に活用することが必要である。このことは、今後の消費者行政の推進についても同様である。</p> <p>そこで、本団体を解散し、県消費生活センターと統合して新たな県直営の組織とし、県消費生活センターに移転集約して体制の強化を図ることを提案する。</p> <p>それにより、人的資源の集中による相談体制及び人材育成機能の強化が可能になると考える。また、業務委託の事務や団体の財務諸表作成等に要する業務量の削減が期待でき、これらを強化するための時間として活用するなど、さらなる県民サービスの向上につながることを期待できる。</p> <p>一方で、本団体の直営化による影響を検討すると、本団体に雇用している相談員等の嘱託職員については、県直営の組織となっても引き続き同様の雇用形態にすることは可能であり、また、相談業務以外に実施されている各種講座の開催なども継続することができるため、特段の影響はない。</p> <p>なお、本団体は、市町村や民間企業が出資し、毎年負担金や寄附金等を受けていることから、統合の検討に当たっては、関係機関と協議する必要がある。</p>	<p>(財)福岡県消費者協会に委託している消費生活相談業務(筑後地区及び筑豊地区)の廃止を決定した。これに伴い、団体から平成25年3月31日をもって解散する旨の寄付行為変更について申請があり、平成24年12月に認可した。</p>
<p>④ 福岡県土地開発公社</p> <p>団体の解散について(意見)</p> <p>地価の下落等により土地の先行取得の需要は減少しており、代行用地取得事業及び受託事業ともに本団体で実施する必要性が乏しい以上、本団体はすでに存在意義を失っているといえる。このため、本団体は以下の事項を整理したうえで、将来的に解散することが望ましい。</p>	<p>平成24年3月に策定した福岡県行政改革大綱を踏まえ、主要事業の進捗等を見ながら、将来的に廃止することで検討を行っている。</p>
<p>⑤ 株式会社北九州輸入促進センター</p> <p>団体に対するモニタリングの強化について(意見)</p> <p>本団体は「福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱」第9条に定める「その他の団体」に該当するが、出資の額も約9億円と多額であることから、モニタリングを強化したうえで、必要に応じて関係団体と連携し公社等外郭団体に準じて指導していくことが必要である。</p>	<p>団体の主な収入源であるテナントの入居状況について、取締役会ごと(3ヶ月に1回程度)に報告を受けていたものを、毎月末に報告を受けるよう改めた。今後も、入居状況・財務状況を随時確認し、適宜指導を行っていく。</p> <p>また、同社が平成21年9月に策定した経営改善計画は、平成25年度までの事業計画であるため、平成26年度以降の団体の経営改善については、北九州市と連携しながら検討していく。</p> <p>なお、同社は、計画より2年前倒しで平成23年度に単年度黒字を達成している。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑥ 財団法人福岡県建築住宅センター</p> <p>団体に対する委託料の水準等の見直しについて(意見)</p> <p>耐震改修促進事業について、事業費の8割を超える部分を再委託している状況が近年相当期間継続し、その期間に内部留保が増加していることから、県は、委託料の水準について検討し、委託金額に応じた積算の実施など必要な範囲を超える利益が発生しないような仕組みを構築すべきであったと考える。</p> <p>今後は耐震改修促進事業に係る委託料は大幅に減少するとのことであるが、他の委託事業についても同様に、委託料の水準等について見直す必要がないか検討することが望まれる。</p>	<p>耐震改修促進事業の様に一定期間で相当数の業務を発注するような委託事業がある場合は、委託する業務内容及び業務量を勘案して、委託料を決定することとした。</p> <p>なお、現在委託している他の事業の委託料についても、業務内容及び業務量に見合った積算となっているか検証を行った。</p>
<p>⑦ 財団法人福岡県建設技術情報センター</p> <p>団体に対する委託料の水準等の見直しについて(意見)</p> <p>土木技術支援事業について、利益に当たる収支差額が多額となっている状況が近年相当期間継続していることから、県は、委託料の水準について検討し、委託料の金額に応じた積算の実施など必要な範囲を超える利益が発生しないような仕組みを速やかに構築すべきであったと考える。</p> <p>建築技術支援事業について、事業費用の約6割を再委託している状況が近年相当期間継続し、この期間に内部留保が増加していることから、県は、土木技術支援事業と同様に委託料の水準等について見直すべきであったと考える。</p> <p>建築技術支援事業は今後縮小する予定とのことであるが、上記を踏まえ、今後の委託事業についても、委託料の水準等について見直す必要がないか検討することが望まれる。</p>	<p>土木技術支援事業については、平成24年度に委託料単価の見直しを行うとともに、平成24年度の委託額(災害対策分を除く。)を前年度比10%減とした。</p> <p>建築技術支援事業については、今後、一定期間で相当数の業務を発注するような委託事業がある場合は、委託する業務内容及び業務量を勘案して、委託料の水準等を決定することとした。</p>
<p>⑧ 福岡県道路公社</p> <p>適切な償還計画の見直し及び対応策の検討並びに情報公開について(意見)</p> <p>二丈浜玉有料道路については、料金徴収期間満了時期が平成25年3月であり、未償還の対応について県は現在検討中である。対応策の決定過程及び決定した内容を情報公開する必要がある。</p> <p>福岡前原有料道路については、今後の利用状況が計画どおりに進捗しない、又は進捗しないと見込まれる場合には、必要に応じて計画交通量の設定や償還計画を見直し、対応策を検討する必要がある。</p> <p>また、本団体は、各路線について、計画交通量と実績の比較、借入金等の償還計画とその償還実績等の情報をホームページで公開するなど、県民にわかりやすく説明する必要がある。</p> <p>県は、必要に応じて、本団体と合同で学識経験者等第三者を交えた有料道路に関する諸問題を検討する会議を設置し、路線等ごとの経営状況を踏まえ、公正な観点から改善策等を具体的に検討するとともに、会議で検討された内容等については、公開することが望ましい。</p>	<p>二丈浜玉道路の料金徴収期間満了時の対応については、公表を行った。</p> <p>福岡前原道路については、料金徴収期間満了時期が平成50年6月となっており、今後、周辺道路の状況(福岡高速の環状化、二丈浜玉道路の無料化など)により、将来交通量の変動が見込まれるため、交通量の推移を把握した上で、必要に応じて、計画交通量及び償還計画の見直しについて国等の関係機関と協議を行う。</p> <p>各路線の計画交通量と実績交通量、償還計画と償還実績の情報を公社のホームページで公開していく。</p> <p>県と公社で路線ごとの経営状況を踏まえ、その改善策等を具体的に検討するとともに、必要に応じて学識経験者等第三者の意見を聞く。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑨ 財団法人福岡県産炭地域振興センター</p> <p>団体に設置された基金を活用した事業の効果検証及び情報公開について(意見)</p> <p>活性化基金の取崩しに当たっては、平成18年9月22日に自由民主党幹事長、公明党幹事長、経済産業大臣の了解事項として合意がなされている。</p> <p>活性化基金の執行は、真に必要な事業に充てられ、知事自らが責任を持って厳格にその運用を行うことが必要であるとされていることから、県は、基金事業が実施された後、実際にそのような執行及び運用がなされたのかを、広く県民に説明する責任があると考えられる。</p> <p>また、産炭地域に対する基金事業の重要性を鑑みると、新産業創造等基金についても同様のことがいえる。</p> <p>活性化基金は平成23年度に取崩期限を迎え、新産業創造等基金についても残高が少なくなっており、両基金ともに事業は近く終了する予定である。また、本団体が行ってきた基金事業は、総額165億円と産炭地域にとって大規模な事業である。</p> <p>したがって、県は基金事業の終了に際し、実施事業の内容及び成果を総合的に把握、検証し、県のホームページで公開するなど県民に分かりやすく公表することが望ましい。</p> <p>地域振興施策については、今後も県及び関係市町村の連携のもとに種々の事業が推進されていくものと考えられるが、今後県で実施する事業を検討する際には、把握、検証した内容をフィードバックすることでより地域の特性やニーズに合致した実効性の高い事業が実施されることを期待する。</p>	<p>基金事業の終了に際し、これまでに実施した事業の総合的な検証、県ホームページでの公開等を行うことについては、事業実施主体である団体と引き続き協議を進める。</p>
<p>⑩ 財団法人北九州勤労青少年福祉公社</p> <p>団体の解散に伴う残余財産の処分に関する手続の整備について(意見)</p> <p>団体によっては、残余財産の額も多額になることが予想されるため、県は、出資団体の解散時等における残余財産の処分に関し、あらかじめ、その決裁区分や手続を定めておくことが望まれる。</p>	<p>出資団体を所管する部署と関係部署間との連携を密にし、適切な事務処理に努める。</p>
<p>⑪ 財団法人筑後川水源地域対策基金</p> <p>団体が実施する事業の位置づけの明確化及び事務諸費等削減に関する指導について(意見)</p> <p>「上下流交流事業、筑後川流域の水源の森整備の支援事業」については、本団体の設立目的に照らし、必要性に応じて事業の位置づけを明確化することが望ましい。</p> <p>また、県は関係機関と協議のうえ、必要に応じ、人件費及び事務諸費を削減するよう指導することが望まれる。</p>	<p>「上下流交流事業、筑後川流域の水源の森整備の支援事業」の位置づけについては、公益法人移行認定申請に際して、団体の定款の中で明確にした。</p> <p>事務諸費の削減については、国の関係機関である九州地方整備局と協議を行うとともに、団体に対し直接指導を行った。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑫ 福岡空港ビルディング株式会社</p> <p>県が受領している配当金の活用について(意見)</p> <p>福岡空港の乗降客数は、国内線約1,350万人、国際線約250万人の計1,600万人であり、国内及び海外に対し、広告宣伝を行うには非常に効果的な場所である。</p> <p>配当金の規模からみて、ハード整備に活用できるほどではないことから、県及び県内企業・団体等のPRや物産振興等の新たなソフト事業に活用するよう、全庁的に検討することが望まれる。また、県庁だけでなく、広く県民や県内事業者から事業を公募し、助成することも検討する必要がある。</p>	<p>受領している配当金は、一般財源として広く県全体の事業に充当されており、福岡空港で行われている様々な展示・イベントなどの後援等でも活用されている。</p> <p>また、各種PRやイベント開催等に係る福岡空港の活用については、広く情報提供を行うなど今後も各種方策を検討する。</p>
<p>3 貸付金(貸付金に係る未収金を含む)</p>	
<p>(1) 貸付金全般</p>	
<p>貸付金制度を維持する必要性及び有効活用に関する定期的かつ全庁的な検討について(意見)</p> <p>今回、原則としてすべての貸付金を対象に、制度維持の必要性及び有効性に関し監査を行ったが、状況の変化により見直しが必要となることも考えられるため、今後は、県において、定期的かつ全庁的に検討する仕組みを構築することを提案する。</p> <p>貸付金制度は、県の様々な施策に基づき、県民にとって効果的な事業が実施されるためのものである。一方で、環境の変化に伴い貸付金制度が県民ニーズに合致しなくなった場合等には、制度の廃止を含め抜本的に見直す必要がある。</p> <p>まずは、すべての事項をゼロベースで検討し、その後は、例えば5年ごとに実施することが考えられる。</p> <p>また、検討の結果は、県のホームページ等で広く県民に公表することが望まれる。</p>	<p>所管部において、貸付金制度維持の必要性、有効性について点検を実施した。</p> <p>点検結果については、ホームページ等で公表した。</p> <p>本年度の点検により、制度維持の必要性等の整理を行ったことから、今後は、毎年度の事業見直しの中で、制度維持の必要性等に変更が生じた場合のみその結果を公表する。</p>
<p>債権管理マニュアルの整備及び運用の徹底について(意見)</p> <p>債権管理業務の水準を一定以上に保持するためには、全庁的な指針を示したうえで、各所管部署が各貸付金制度の実情に合わせて債権管理マニュアルを整備し、これに基づき運用することが必要である。</p>	<p>各債権所管課で債権の実情に合せ作成している債権管理マニュアルについて一定の統一性の確保を図るため、マニュアルを整備すべき債権やその更新頻度等について定めた基本方針を策定したほか、マニュアルに規定すべき項目等を内容とした適正化チェックリストを策定した。</p> <p>各債権所管課においては、当該基本方針及び適正化チェックリストを参考に、既存の債権管理マニュアルの見直しを行っていくこととした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>債権管理専門部署の設置について(意見)</p> <p>債権の回収業務に精通した債権管理専門部署の設置を提案する。これにより、所管部署が通常行う回収手続では回収困難と判断した時点で当該債権を債権管理専門部署へ移管し、そこで専門的に債権管理業務を行うことが可能となる。また、債権回収に関する知識と経験が蓄積されるため、これらを活かして所管部署のサポートや全庁的な債権管理の強化の役割を担わせることが効果的である。</p>	<p>他県調査によると、専任組織を設置しているのは6県で、債権の管理範囲や引き受け基準は各県によってまちまちの状況であり、民事上の強制執行の実績がある県も1県のみであった。</p> <p>このため、本県の実情にあった専任組織のあり方を検討していく必要があるが、各債権所管課が一定以上の水準の債権管理を行えるよう全庁的な指針を整備し、それぞれの実情に合わせたマニュアル等の見直しに取り組んでいるところであり、これらの改善状況等も踏まえ、引き続き検討する。</p>
<p>債権管理条例の制定による不納欠損処理について(意見)</p> <p>業務の簡素化を図り、回収可能な未収金の回収に注力する等業務を効率化する観点から、公平性及び公正性を十分踏まえたうえで不納欠損処理ができるよう手続を整備することが望まれる。</p> <p>そのためには、貸付金等の私債権の管理に関する条例を制定し債権の放棄を行うことができる基準を明確化することが考えられる。</p> <p>また、私債権の管理に関する条例に基づき債権の放棄を行った場合には、その内容を議会に報告することも併せて規定する必要がある。</p>	<p>本県では、平成16年度に(財)福岡県環境保全公社への貸付金債権を放棄したことがあるものの、可能な限り債権回収に努めるという考えのもと、これまで権利放棄は行っていない。</p> <p>しかし、回収が困難な債権については、業務簡素化の観点も踏まえ、個別に権利放棄の必要性を検討する。その結果権利放棄すべきと判断した債権については、地方自治法第96条第1項に基づき議会の議決を受ける方法により権利放棄し、不納欠損処理を行う。</p>
<p>反復かつ継続的に実施されている短期貸付金の検証及び見直しについて(意見)</p> <p>短期貸付金制度について、県はその手法及び内容を検証し、総務省の指針に示されているような短期貸付金については、早期に見直すべきである。</p> <p>具体的には、検証の結果、総務省の指針に示されているような短期貸付金と認められた場合には、実質的に長期の貸付金となっていることから、長期貸付金による対応が望まれる。これにより、財産に関する調書にも記載され、適切な情報開示を行うことができる。</p>	<p>総務省の指針に示されている第三セクター等への短期貸付けについて、その手法及び内容を検証して見直した結果、平成24年度は、5件の貸付金を廃止することとした。</p> <p>○ 廃止することとした貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県住宅供給公社運営資金貸付金 ・漁業協同組合等組織整備資金貸付金 ・森林組合事業資金貸付金 ・造林用苗木需給対策資金貸付金 ・福岡県漁業信用基金協会運営資金貸付金
<p>(2) 個別の貸付金</p>	
<p>① 福岡県私立幼稚園施設整備資金貸付金</p> <p>ニーズの把握及びその結果を踏まえた制度の見直しについて(意見)</p> <p>私立幼稚園にとって資金調達方法として銀行からの借入れもあるが、私立幼稚園設置者の多くが零細で財政基盤に乏しいことから銀行の貸付審査をクリアできないケースも多いため、本貸付制度を存続させておく意義はあると思われる。しかし、最近の利用実績をみると、平成21年度が1件、平成22年度はゼロと極めて少なく、また、振興協会に利息の支払い等の負担が発生している。</p> <p>県は、私立幼稚園設置者に対してニーズの把握等の必要な調査を行い、その結果を踏まえ、県として貸付利率の見直しや制度の改廃について検討する必要がある。</p>	<p>本貸付金のニーズや利用上の課題、問題点等を把握するため、私立幼稚園及び事業実施主体である私立幼稚園振興協会に対してアンケート調査を実施した。</p> <p>その調査結果を踏まえ、今後、制度の見直しや廃止について検討する。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>② 福岡県消費生活協同組合資金貸付金</p> <p>本貸付金制度の廃止について(意見)</p> <p>本貸付金に関する法律も廃止され、貸付実績もなく、かつ生協からのニーズもなくなっていることから、本貸付金制度については廃止することが望まれる。</p>	<p>福岡県消費生活協同組合資金貸付制度を平成24年7月3日に廃止した。</p>
<p>③ 福岡県立体自動車駐車場整備資金貸付金</p> <p>貸付申請書類等文書の保管について(結果)</p> <p>最終償還期限の到来前に借用証書等一連の文書が保管されていないと、貸付金額や償還時期を原本で確認できず、仮に貸付先が償還を怠った場合、償還請求する根拠資料がなくなることとなる。</p> <p>したがって、貸付金にかかる借用証書等については、貸付金の最終償還までの文書保管を徹底すべきである。</p>	<p>県の文書管理規程に基づき、借用証書等の保管を徹底した。</p>
<p>本貸付金制度の廃止も含めた抜本的な見直しについて(意見)</p> <p>本貸付金制度は、これまで利用実績が1件のみであり、実質的に活用されていない状況にある。</p> <p>また、市町村が駐車場事業を行う場合には、独立採算が前提となる公営企業で運営することとなり、市町村は駐車場建設に必要な資金を起債により調達することができる。</p> <p>したがって、現状を鑑みると、本貸付金制度を維持する必要性は低いと考えられるため、制度の廃止も含め抜本的に見直すことが望まれる。</p>	<p>本貸付制度の対象となる市町村が、今後、本貸付金制度を活用する予定がないことから、本貸付金制度は平成24年度をもって廃止する。</p>
<p>④ 社会福祉基金貸付金</p> <p>貸付契約書の原本保管について(結果)</p> <p>契約書を保管しておくことは契約上の義務といえるため、廃棄すべきではない。</p> <p>貸付けを行う際には、極力確定期限を設けることとし、確定期限前に、貸付期間の延長が必要であれば、改めて契約を締結することが望ましい。そのことによって、長期にわたる貸付けについて、環境の変化に伴う見直しが定期的に行われることにもつながるからである。</p> <p>本貸付金については、現在、県は契約上の保管義務を果たしていないといえるので、改めて貸付け自体の必要性等を検討し、貸付けを継続する場合であっても、確定期限を設けるなどの変更を行ったうえで、改めて契約を締結すべきである。</p>	<p>契約書の保管については、今後、適正な文書管理を徹底すると共に、当該契約の有効性を確認するため、県社会福祉協議会と確認書を取り交わした。</p> <p>本貸付金は、「永く民間の社会福祉事業に役立ててほしい」という民間事業者からの寄附金を基にしており、環境の変化に伴う見直しについては、県社会福祉協議会において、毎年度、県も参画する「福岡県社会福祉基金運営委員会」の開催等により実績の確認や事業計画を審議することで対応している。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑤ 福岡県中小企業高度化資金貸付金</p> <p>利用状況報告書及び決算書の入手について(結果)</p> <p>利用状況報告書等は、貸付先の状況を継続的に把握する重要な書類である。</p> <p>県は、利用状況報告書等を提出させ、分析し、貸付先の情報を的確に把握することによって、効果的な貸付金の回収や経営指導等に役立てるべきである。</p> <p>特に、貸付金の償還に延滞等が発生していない貸付先については、貸付金の使途に問題はないか、財務状況が悪化していないか、貸付金の償還に問題は発生していないか等を把握する情報源として、利用状況報告書等は唯一の書類である。すなわち、延滞や条件変更の未然防止の観点から、利用状況報告書等の入手は不可欠である。</p> <p>なお、すでに延滞が発生している貸付先及び当初計画した貸付金の償還計画を変更した貸付先について、県は、随時貸付先に対しヒアリング等情報収集を行っているとのことであり、定期的に利用状況報告書等を入手することで、より適切なモニタリングが可能となると考える。</p>	<p>利用状況報告書及び決算書について、全貸付先から提出を受け、対象施設の利用状況や組合及び組合員の財務状況等を分析した。</p> <p>また、必要に応じて、組合員からの賦課金の回収状況や共同事業の運営状況などのヒアリング・指導を行うとともに、専門的な課題に対しては、アドバイザーを派遣するなどの側面支援を行うことによって、効果的な貸付金の回収に役立てた。</p> <p>今後も、毎年度、貸付先からの利用状況報告書及び決算書の提出を受け、継続的に経営状況を把握する。</p>
<p>本貸付金制度の運用のあり方検討について(意見)</p> <p>本貸付金制度の本来の目的は、中小企業者の事業の共同化、工場、店舗等の集団化その他中小企業構造の高度化を促すものであるが、制度が創設された昭和48年から40年近くが経過し、経済環境等が変化しており、中小企業者のニーズと必ずしも合致していないものと思われる。また、多額の収入未済が発生しており、現行制度のまま継続するのは県にとって高い回収リスクを伴うものである。</p> <p>したがって、中小企業者のニーズの把握と適切なリスク評価を踏まえたうえで、貸付金制度の運用のあり方について検討することが必要である。</p>	<p>本貸付金制度へのニーズを把握するため、利用組合のうち正常償還中の貸付先及び過去5年以内に完済した貸付先に対し、今後の設備投資や高度化資金の利用予定について調査・ヒアリングを行った。</p> <p>その結果、資金需要が存在(7割の組合が利用を希望)するものの、借入手続や担保・保証人に関する意見があったため、中小企業のニーズに合致するよう、手続の簡素化や制度の改善など、国に対して要望を行った。</p>
<p>⑥ 福岡県企業立地促進融資</p> <p>本貸付金制度の見直しについて(意見)</p> <p>県は、企業立地に関する資金需要の調査等を行い、市場ニーズを的確に把握し、県経済の活性化を促すため、本貸付金制度を見直す必要があると考える。</p> <p>具体的には、県は、今般の東日本大震災の被災企業等が生産拠点を移転する際に資金を必要とする場合、利子補給制度を設けている。企業立地に関しても、同様の手段も含めて検討することが必要であると考えます。</p> <p>なお、制度の見直しに当たっては、外部専門家等の意見を踏まえることが望ましい。</p>	<p>本貸付金制度について、誘致企業や県内立地企業に対し、制度についてのニーズや意見を把握するためのアンケート調査を実施した。</p> <p>その結果、企業が設備投資を行う際に一定の資金需要が存在することを確認できた。一方で、融資条件の緩和を求める意見があったことから、専門家の意見を参考に制度設計の見直しを検討する。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑦ 福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付金</p> <p>需要見通しを踏まえた貸付金事業の実施について(意見)</p> <p>本貸付金は、養成施設を卒業した後、特定施設に5年間就業した場合には返還が免除される。これは、積極的に特定施設における看護師等の確保を行うという、県の医療政策に基づくものであり、今後、高齢化社会が進む中で、看護師等の確保はますます重要性を増してくると考えられる。したがって、県は、特定施設における看護師等の不足状況を把握し、需給見通しを踏まえうえで、本貸付金事業を実施すべきである。</p>	<p>福岡県内の全病院を対象に看護職員の募集・応募状況等について調査を実施した。現在各病院から得られた回答を基に、看護職員の不足状況等について分析中である。</p> <p>今後は、当該調査の分析結果を踏まえて、修学資金貸付事業を実施する。</p>
<p>⑧ 福岡県母子寡婦福祉短期資金貸付金</p> <p>広報等の実施による制度の利用促進について(意見)</p> <p>県は、連合会や市郡会、各市町村の母子福祉担当部署や県の福祉事務所、母子自立支援員などを通じ、制度の周知広報を図ることが望まれる。</p>	<p>本制度の周知を図るため、新たに県のホームページに制度の概要等を掲載した。</p> <p>また、県及び市の母子自立支援員を対象とした研修会や、市町村の母子福祉担当者会議等において、窓口相談に来た利用者への情報提供について、改めて依頼した。</p> <p>さらに、福岡県母子寡婦福祉連合会を通じ、市郡の母子福祉会から会員への情報提供を依頼し、利用促進を図った。</p>